委 託 契 約 書(案)

- 1 契約業務名 教育旅行動画作成業務
- 2 契約金額 金 円 (うち取引に係る消費税額および地方消費税の額金 円)
- 3 契約期間 令和7年 月 日 から 令和7年3月31日
- 4 契約保証金 金 円
 - ※ 契約保証金は、契約金額の100分の10以上。
 - ※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。
 - ※ 福井県財務規則第172条第3、5、6、7号の規定に該当する場合は、「免除」と記載。

公益社団法人福井県観光連盟(以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。) とは、次の条項により契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 福井市宝永2丁目4-10 公益社団法人福井県観光連盟 会 長 山田 義彦

契約条項

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

(委託業務の内容および実施方法)

第2条 乙は、別紙「教育旅行動画作成業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない

(調査等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し委託業務の処理状況について報告もし くは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託 し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場 合は、この限りでない。

(委託業務内容の変更等)

第6条 甲は、契約締結後の事情の変化により必要があると認めるときは、乙に対し理由を明示して、委託業務の内容を変更し、または委託業務を一時中止することができる。この場合において必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(実績報告、検査および引渡し)

- 第7条 乙は、委託業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、 甲の命じた職員の検査を受けなければならない。
- 2 甲は、委託業務が仕様書等に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業 務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。
- 3 乙は、第1項に規定する検査に合格したときは、遅滞なく、第2条の規定により製作された目的物(以下「成果物」という。)を甲に引き渡さなければならない。

(契約不適合責任)

- 第8条 甲は、前条第3項の規定による引渡しの後、成果物がこの契約の内容に適合しない場合には、乙の負担において当該成果物の修補または代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金減額の請求または契約の解除をすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、前条第3項の規定による引渡しの後、成果物がこの契約の内容に適合しない場合には、乙に対して損害を賠償させることができる。

(委託料の支払)

- 第9条 乙は、第7条に規定する検査に合格した後、甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、 乙は、甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する 法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により定められた割合で計算した金額を 遅延利息として請求することができる。

(履行遅延)

第10条 甲は、乙のその責めに帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第180条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(契約の解除等)

- 第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部または全部を 解除することができる。
 - (1) その責めに帰すべき事由により契約に違反したとき。
 - (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
 - (3) 誠実に委託業務を履行する意思がないと認められるとき。
 - (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
 - (5) 契約の解除を申し出たとき。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条

第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定により、この契約の一部または全部が解除されたときは、甲は委託料を乙に 支払わないものとする。

(違約金等)

第12条 第8条第1項または前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として委託期間全期間分の委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲は、その超過額を請求することができる。

(損害賠償)

- 第13条 乙は、委託業務の実施に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたとき は、損害賠償の責めを負う。
- 2 乙は、委託業務の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、 当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

(著作権等権利の処理)

第14条 乙は、委託業務の履行に関し、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を

侵害してはならない。

- 2 乙は、委託業務の実施上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとする。
- 3 乙が、前2項の規定に反したことにより甲が損害を受けた場合は、甲は乙に対して損害 賠償を請求することができるものとする。

(権利の帰属)

- 第15条 成果物の所有権は、当該成果物に相当する委託料が完済されたときに、乙から甲 へ移転するものとする。
- 2 成果物の著作権の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 乙は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第27条(翻訳権、 翻案権等)、第28条(二次的著作物の利用に関する原著作権者の権利)に規定する権 利について、甲に無償で譲渡するものとする。
 - (2) 甲は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果物を改変し、任意に公表することができる。
 - (3) 乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権) および第19条(氏名表示権)の権利を行使することができない。
 - (4) 前3号の規定にかかわらず、成果物のうち甲と乙が従来から有していたイラスト等の著作権は、それぞれ甲と乙に帰属する。ただし、乙が従来から有していたイラスト等の著作権については、甲はその非独占的使用権が許諾されるものであること。

(秘密の保持)

- 第16条 乙は、委託業務実施中に知り得た秘密および甲の事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。
- 2 前項の守秘義務について、委託業務終了後および契約解除後においても同様とする。

(情報セキュリティの確保)

- 第17条 乙は、委託業務の実施において、別紙1「受託事業者における情報セキュリティ に関する事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を 負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。
- 2 前項の守秘義務については、前条第2項の規定を適用する。

(個人情報の保護)

- 第18条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)」を遵守しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の取扱に関し、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(グリーン購入)

第19条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針(平成13年4月27日策定)」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議 して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第21条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所 を第1審の管轄裁判所とする。

受託事業者における情報セキュリティに関する事項

(基本的事項)

第1 乙は、以下の受託事業者における情報セキュリティに関する事項を遵守するとともに、個人情報および業務上知り得た情報について守秘義務を負う。

(作業場所の特定)

- 第2 乙は、委託業務の実施に当たり、作業場所を特定し、情報の紛失や外部への漏えいを防止できる環境で行わなければならない。また、特定した場所以外への情報の無断持ち出しおよび外部送信を行ってはならない。
- 2 個人情報および甲が機密を要する旨を指定して提示した情報(以下、「機密情報」という。) を取り扱う場合、作業場所は甲が指定した甲の施設内で行うものとする。

ただし、作業の特性上、乙の施設内で作業を行わなければならない場合は、作業場所・作業 に使用する機器・作業責任者および作業場所までの機密情報の搬送方法をあらかじめ甲に提出 し承認を得なければならない。

(甲の施設内での作業時における事項)

- 第3 乙が甲の施設内で作業を行う時は、「福井県情報セキュリティポリシー基本方針(平成15年1月7日策定)」第2条(11)に規定する情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。
- 2 第2で規定する機密情報を取り扱う作業を行う場合、乙が使用する端末および記録媒体等は、 甲が貸与するものとし、乙はこれらを持ち込んではならない。

ただし、乙が事前申請し甲が承認したものについてはこの限りではない。

- 3 乙は、甲の施設内で作業を行う場合、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 乙は、作業者および作業範囲等を明らかにした作業報告書を提出しなければならない。
 - (2) 乙は、作業時に名札等を着用し、身分を明確に提示しなければならない。
 - (3) 乙の発行する身分証明書を携帯し、甲の指示があった場合にはこれを提示しなければならない。
 - (4) その他、甲から指示がある場合はこれに従わなければならない。

(緊急時対応)

- 第4 乙は、情報漏えい、滅失その他委託業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を 知ったとき、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示 に従うものとする。
- 2 乙は、緊急時報告の手順を定めるとともに、緊急時の担当者の連絡先を提出しなければなら

ない。

(作業者 ID およびパスワード)

- 第5 乙は、次の各号に掲げる事項に留意して作業者 ID およびパスワードを取り扱わなければならない。
- (1) 作業者 ID およびパスワードを他の者に使用されないよう、厳重に管理すること。
- (2) 作業者 ID によるアクセスは必要最小限とすること。

(目的外使用の禁止)

第6 乙は、甲から提供された委託業務にかかる資料、情報および情報資産(以下、「関係資料」 という。)を委託業務遂行以外の目的に使用してはならない。

(複写および複製の禁止)

第7 乙は、関係資料を甲の承認なく複写および複製してはならない。

(情報資産の返環)

第8 乙は、委託終了後、関係資料を返還しなければならない。

(情報資産の廃棄)

- 第9 乙は、第8に基づき甲に返還する関係資料および成果物以外の関係資料については、委託 業務終了後速やかに廃棄を行わなければならない。
- 2 前項の廃棄を行う場合、乙は情報の復元ができないよう完全に消去するなど適切に処理しなければならない。

(実地調査および指示等)

- 第10 甲は、必要があると認める場合には、乙の作業場所の実地調査を含む乙の作業状況の調査および乙に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づき、甲から作業状況調査の実施要求または委託業務実施に係る指示 があった場合は、これらの要求または指示に従わなければならない。

(再委託先および再々委託先への適用)

- 第11 この「受託事業者における情報セキュリティに関する事項」は、契約書第5条の規定により承認された再委託先および再々委託先にも適用するものとする。
- 2 再委託先および再々委託先における情報セキュリティに関する責任は乙が負うものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人 の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。 この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。
- 2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この 契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用 してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(個人情報保護のための措置)

- 第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 責任者および業務従事者の管理体制および実施体制の構築
- (2) 個人情報の管理の状況についての検査に関する体制の構築
- (3) その他個人情報の保護のために必要な措置
- 2 乙は、前項の規定により講じた措置について書面で甲に報告しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、契約の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、 または提供してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(複写等の禁止)

- 第6 乙は、甲の承諾なしに次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 個人情報の複写・複製
- (2) 個人情報の送信
- (3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付または持出し
- (4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(再委託の禁止)

- 第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者(子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託してはならない。
- 2 乙は、甲の承諾を得て第三者に委託するときはこの契約において乙が講じることとされている事項と同様の事項を当該第三者(以下「再委託先」という。)に遵守させなければならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、引き渡し、または廃棄するものとする。 ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(調査等の実施)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙および再委託先以降の第三者がこの契約による事務 を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況等について、調査または監査を実施 することができる。

(事故報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、 速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(定期報告)

第11 乙は、契約内容の遵守状況について、甲に対し定期的に報告しなければならない。

福井県庁グリーン購入推進方針

平成13年4月27日

1 策定の趣旨

大量生産、大量消費、大量廃棄に基づく社会経済システムを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものへと変えていくためには、日常生活や経済活動を支える物品や役務に伴う環境負荷の低減を図っていかなければならない。

このため、物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、環境保全の観点から考慮し、環境負荷の低減に資する原材料・部品・製品および役務(以下「環境物品等」という。)を優先的に選択するグリーン購入を推進し、環境物品等への需要の転換を促進していく必要がある。

こうしたことから、県自らが計画的にグリーン購入に努めるとともに、県民や事業者等における取組みを促進するため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)」の趣旨を踏まえ、本推進方針を定める。

2 適用範囲

この方針は、以下の部局および物品等について適用する。

①部局

知事部局(本庁、出先機関)

教育庁(本庁、出先機関)および教育機関

議会事務局

監査委員事務局

人事委員会事務局

労働委員会事務局

警察(本部、警察学校、警察署)

②物品等

消耗品、備品、役務および公共工事

3 環境物品等の要件

資源採取から製造、流通、使用、リサイクル、廃棄に至るまで物品等のライフサイクル 全体について以下の事項を考慮し、かつ、多様な環境負荷項目を包括的にとらえ、環境 負荷の少ない物品等を選択する。

- ① 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用および放出が削減されていること
- ② 資源やエネルギーの消費が小さいこと
- ③ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること
- ④ 長期間の使用ができること
- ⑤ 再使用が可能であること
- ⑥ リサイクルが可能であること

- ⑦ 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること
- ⑧ 廃棄されるとき処理や処分が容易なこと

4 調達に当たっての基本的考え方

(1)調達総量をできるだけ抑制するため、物品等の合理的使用等に努めるとともに、調達の必要性と適正量を十分検討する。

特に、グリーン購入の推進を理由として調達総量等が増加することのないよう配慮 する。

(2) 重点的に調達を推進すべき環境物品等(以下「特定調達品目」という。) 重点品目を 調達する場合は、国の定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断基 準を満たす環境物品等を選択しなければならない。なお、本県において、特筆すべき 項目については、別途定め、県のホームページ等で公表する。

ただし、経費が著しく割高となる場合や、使用機器・使用条件等にあった環境物品等の調達が困難な場合は、この限りでない。

- (3) 特定調達品目以外の物品等を調達する場合にあっても、できる限り環境負荷の少ない物品等の選択に努める。
- (4)「福井県認定リサイクル製品」(福井県リサイクル製品認定要綱)および「県産品紹介リスト」のうち判断基準を満たす環境物品等については、優先して調達する。
- (5)調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などを徹底し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。
- (6) 物品等の納入等に携わる業者の選定に当たっては、業者自身の環境保全に対する取組みを考慮する。
- (7)公共工事については、「福井県公共事業環境配慮ガイドライン」に基づき、実施する。

5 調達実績の記録、公表

- (1) 各所属は、特定調達品目の調達実績を、電子情報により環境管理者を通じて、安全環境部環境政策課へ報告する。
- (2) 安全環境部環境政策課は、年間の調達実績を県のホームページ等で公表する。

6 推進体制

- (1)「福井県庁環境マネジメントシステム」および「福井県庁地球温暖化防止実行計画」に定める環境づくり推進員は、各所属におけるグリーン購入の推進に努める。
- (2)調達実務担当者をはじめ職員に対し、グリーン購入の意義についての情報提供を行う。

7 補助事業等への適用

補助事業や委託事業において、補助事業の事業主体または委託事業の受託業者が物品等を調達する場合についても、本方針に沿ったグリーン購入を要請していく。

8 市町、事業者、県民への普及

平成 21 年 2 月 17 日に、福井県環境基本計画に定められた県民運動の推進母体となる「環境ふくい県民会議」が設立されたことを受け、その実動部隊である「環境ふくい推進協議会」が、グリーン購入に関する情報の収集に努め、これを市町・事業者・県民に積極的に提供し、グリーン購入の普及に努めるものとする。

附則 本推進方針は、平成13年5月1日から施行する。

附則 本推進方針は、平成14年4月1日から施行する。

附則 本推進方針は、平成16年4月1日から施行する。

附則 本推進方針は、平成17年4月1日から施行する。

附則 本推進方針は、平成18年4月1日から施行する。

附則 本推進方針は、平成21年4月1日から施行する。

附則 本推進方針は、平成23年4月1日から施行する。